

静岡県がんセンター局管理規程第2号

静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 小櫻 充久

改正前	改正後
<p>(支出の手続等)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>3 次に掲げるものについては、請求書を省略することができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等及び賃金 (略)</p> <p>(資金前渡の範囲)</p> <p>第41条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金前渡できる経費は、次に掲げるもののうち、口座振替払を行うことができない場合その他やむを得ない理由があると支出命令者が認めたものとする。</p> <p>(1) 有料道路の通行料及び有料駐車場の利用料金 (2) 運賃 (3) 賃金 (4) 交際費 (5) 補償金及び賠償金 (6) 郵券、印紙及び証紙の購入代金 (7) 児童手当 (8) 試験、研究及び実習に要する物品の購入代金 (9) 会場借上料及び入場料 (10) 供託金 (11) 講習会、講演会等の参加に要する経費 (12) 払込書により支払をする経費 (13) 自動振替により支払をする経費 (略)</p> <p>(支出予算執行の伺い)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる</p>	<p>(支出の手続等)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>3 次に掲げるものについては、請求書を省略することができる。</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等 (略)</p> <p>(資金前渡の範囲)</p> <p>第41条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金前渡できる経費は、次に掲げるもののうち、口座振替払を行うことができない場合その他やむを得ない理由があると支出命令者が認めたものとする。</p> <p>(1) 有料道路の通行料及び有料駐車場の利用料金 (2) 運賃 (3) 交際費 (4) 補償金及び賠償金 (5) 郵券、印紙及び証紙の購入代金 (6) 児童手当 (7) 試験、研究及び実習に要する物品の購入代金 (8) 会場借上料及び入場料 (9) 供託金 (10) 講習会、講演会等の参加に要する経費 (11) 払込書により支払をする経費 (12) 自動振替により支払をする経費 (略)</p> <p>(支出予算執行の伺い)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる</p>

経費については、当該各号に定める書類の決裁をもって支出予算執行の伺いの決裁に代えることができる。

- (1) 給料、職員手当等、報酬、賃金、報償費(報償金のうち役務の対価として支払う経費であって別に単価の定めがあるもの及び弁護士報酬に限る。)、法定福利費、退職給付費、旅費、光熱水費、保険料(自動車損害賠償責任保険料に限る。)、賃借料(日本放送協会に対し支払う受信料及び有料道路通行料に限る。)、通信運搬費、諸会費、研究旅費、企業債利息、長期借入金利息、一時借入金利息、割賦金利息、リース資産利息、その他雑損失(自動車重量税に限る。)、建設利子、負担金、企業債元金償還金、過年度損益修正損、消費税等及び一般会計借入金返還金 支払伝票
(略)

経費については、当該各号に定める書類の決裁をもって支出予算執行の伺いの決裁に代えることができる。

- (1) 給料、職員手当等、報酬、報償費(報償金のうち役務の対価として支払う経費であって別に単価の定めがあるもの及び弁護士報酬に限る。)、法定福利費、退職給付費、旅費、光熱水費、保険料(自動車損害賠償責任保険料に限る。)、賃借料(日本放送協会に対し支払う受信料及び有料道路通行料に限る。)、通信運搬費、諸会費、研究旅費、企業債利息、長期借入金利息、一時借入金利息、割賦金利息、リース資産利息、その他雑損失(自動車重量税に限る。)、建設利子、負担金、企業債元金償還金、過年度損益修正損、消費税等及び一般会計借入金返還金 支払伝票
(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1 ㉒を次のように改める。

(2) 支出予算の執行

区分	第5条の規定による専決			
	総長専決	事務局長専決	事務局次長専決	管理課長専決
1 給料	—	—	—	全額
2 職員手当等	—	—	—	全額
3 報酬	—	—	—	全額
4 法定福利費	—	—	—	全額
5 退職給付費	—	—	—	全額
6 負担金	—	—	—	全額
7 奨学費	—	—	—	全額
8 薬品費	—	3,000万円以上	600万円以上 3,000万円未満	600万円未満
9 診療材料費	—	3,000万円以上	600万円以上 3,000万円未満	600万円未満
10 給食材料費	—	3,000万円以上	600万円以上 3,000万円未満	600万円未満
11 医療消耗備品費	—	3,000万円以上	600万円以上 3,000万円未満	600万円未満
12 厚生福利費	—	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
13 報償費	—	300万円以上	300万円未満	—
14 旅費	—	—	—	全額
15 職員被服費	—	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
16 消耗品費	—	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
17 光熱水費	—	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
18 燃料費	—	1,000万円以上	300万円以上	300万円未満

			1,000万円未満	
19 食糧費	—	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
20 印刷製本費	—	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
21 修繕費	—	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
22 保険料	—	—	—	全額
23 賃借料	—	—	—	全額
24 通信運搬費	—	—	—	全額
25 委託料	工事の設計、監理、調査若しくは測量又は庁舎管理その他の行政財産の維持管理に係るもの	—	2,000万円以上	600万円以上 2,000万円未満
	その他	—	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満
26 手数料	—	—	—	全額
27 諸会費	—	1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満
28 貸倒引当金繰入額	—	—	—	全額
29 雑費	—	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
30 有形固定資産減価償却費	—	—	—	全額
31 無形固定資産減価償却費	—	—	—	全額
32 リース資産減価償却費	—	—	—	全額
33 たな卸資産減耗費	—	50万円以上 300万円未満	50万円未満	—
34 固定資産除却費	—	—	—	全額
35 研究材料費	—	3,000万円以上	600万円以上 3,000万円未満	600万円未満
36 謝金	—	300万円以上	300万円未満	—
37 研究旅費	—	—	—	全額
38 図書費	—	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
39 研究消耗備品費	—	3,000万円以上	600万円以上 3,000万円未満	600万円未満
40 研究雑費	—	1,000万円以上	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
41 企業債利息	—	—	—	全額
42 長期借入金利息	—	—	—	全額
43 一時借入金利息	—	—	—	全額
44 割賦金利息	—	—	—	全額
45 リース資産利息	—	—	—	全額
46 患者外給食材料費	—	3,000万円以上	600万円以上 3,000万円未満	600万円未満
47 不用品売却原価	—	50万円以上 300万円未満	50万円未満	—
48 その他雑損失	—	—	—	全額
49 土地購入費	3,000万円以上 1億5,000万円未満	3,000万円未満	—	—
50 建物購入費	3,000万円以上 1億5,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満	—
51 構築物購入費	3,000万円以上 1億5,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満	—
52 器械備品購入費	3,000万円以上	1,000万円以上 3,000万円未満	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
53 車両購入費	3,000万円以上	1,000万円以上 3,000万円未満	300万円以上 1,000万円未満	300万円未満
54 放射線同位元素購入費	3,000万円以上	1,000万円以上	300万円以上	300万円未満

		3,000万円未満	1,000万円未満	
55	その他有形固定資産購入費	3,000万円以上	1,000万円以上 3,000万円未満	300万円以上 1,000万円未満 300万円未満
56	無形固定資産購入費	3,000万円以上	1,000万円以上 3,000万円未満	300万円以上 1,000万円未満 300万円未満
57	リース資産購入費	3,000万円以上	1,000万円以上 3,000万円未満	300万円以上 1,000万円未満 300万円未満
58	電話加入費	3,000万円以上 1億5,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満 —
59	工事費	3億円以上	1億円以上 3億円未満	1億円未満 —
60	建設利子	—	—	— 全額
61	電話債券購入費	3,000万円以上 1億5,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満 —
62	年賦購入費	3,000万円以上 1億5,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満 —
63	企業債元金償還金	—	—	— 全額
64	住宅供給公社割賦金	—	—	— 全額
65	地方職員共済組合割賦金	—	—	— 全額
66	固定資産売却損	—	50万円以上 300万円未満	50万円未満 —
67	固定資産除却損	—	50万円以上 300万円未満	50万円未満 —
68	過年度損益修正損	—	—	— 全額
69	減損損失	3,000万円以上 1億5,000万円未満	3,000万円未満	— —
70	災害による損失	3,000万円以上 1億5,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満 —
71	その他特別損失	—	50万円以上 300万円未満	50万円未満 —
72	消費税等	—	—	— 全額
73	長期前払消費税償却	—	—	— 全額
74	貸付金	3億円以上	1,000万円以上 3億円未満	1,000万円未満 —
75	有価証券購入費	3,000万円以上 1億5,000万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満 —
76	一般会計借入金返還金	—	—	全額 —
77	積立金	—	—	全額 —
78	敷金	—	—	— 全額

別表第2費用を次のように改める。

費用

款	項	目	節	説明
病院事業費用				
	医業費用			医業活動に係る費用
		給与費		常勤及び会計年度任用職員に係る費用
			給料	常勤の職員に支給する給料
			職員手当等	常勤の職員に支給する手当等
			賞与引当金繰入額	期末手当及び勤勉手当の引当
			報酬	臨時又は会計年度任用職員に対する報酬
			法定福利費	職員に係る地方職員共済組合負担金、労災保険料等法定の費用
			法定福利費引当金繰入額	期末手当及び勤勉手当の支給に伴う法定福利費の引当

		退職給付費	常勤の職員の退職に伴い支給する費用
		負担金	派遣職員受入等に伴う負担金
		長期貸付貸倒引当金繰入額	長期貸付に係る引当
	材料費		医療上必要な器具、備品及び材料購入に係る費用
		薬品費	投薬用薬品及び注射用薬品で薬事収益となる薬品の費用
		診療材料費	(イ) 前記の科目に属さない薬品の費用 (ロ) 脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科用材料、レントゲンフィルム、検査用材料、縫合糸、酸素、氷等診療用として直接消費される材料の費用 (ハ) 試験管、薬瓶、シャーレ、注射針、注射筒、体温計等の診療用具で、耐用年数1年未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価格3万円未満のもの費用 (ニ) 半減期が1年未満の放射性同位元素
		給食材料費	(イ) 患者給食のため消費する食品の費用 (ロ) 食器、ざる、かご、たわし、食器又は食品用洗剤、ふきん等給食用用具又は材料で、耐用年数1年未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価格3万円未満のもの費用
		医療消耗備品費	診療用又は給食用の器具等で耐用年数1年以上で、かつ、取得価格3万円以上10万円未満のもの費用
	経費		
		厚生福利費	職員のための健康診断、各種のレクリエーション、文化活動、慶弔禍福に際し支給される金品、記念品代等職員の法定外厚生福利に要する費用
		報償費	報償金、賞賜金等職員(会計年度任用職員を含む。)以外のものに支払う報償金
		旅費	常勤又は会計年度任用職員の業務のための出張旅費(ただし、研修に属するものを除く。)及び会計年度任用職員

		の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）に基づいて会計年度任用職員に支給する費用弁償の額
	職員被服費	職員に支給又は貸与する白衣、診療衣、予防衣、作業衣等の費用
	消耗品費	帳簿、諸用紙、筆記用具、印、定期刊行物、営繕用材料、掃除用具及び洗剤等事務用又は管理用に使用する用具材料等で、耐用年数1年未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価格3万円未満のもの費用事務用又は管理用に使用する器具等で、耐用年数1年以上で、かつ、取得価格3万円以上10万円未満のもの費用
	光熱水費	電気料、ガス料及び上下水道料
	燃料費	重油、軽油、灯油、ガソリン、石炭、コークス、プロパンガス等の費用
	食糧費	会議及び来客用茶菓代、職員夜勤及び来客接待用賄料等の費用
	印刷製本費	印刷及び製本に要する費用
	修繕費	固定資産等の維持修繕に要する費用
	修繕引当金繰入額	修繕に係る引当
	保険料	火災保険料等「法定福利費」に属するもの以外の各種保険料
	賃借料	土地、建物の賃借料、設備、器械備品等の使用料
	通信運搬費	郵便料、電話料、運搬料等
	委託料	委託契約により委託した業務の対価として支払われる費用
	手数料	依頼した業務の代価として支払われる費用
	諸会費	各種団体等に対する負担金及び会費
	貸倒引当金繰入額	医業未収金に係る引当
	雑費	買上金、広告料等前記の科目に属さない費用
	減価償却費	固定資産の減価償却費
	建物減価償却費	建物(附属設備を含む。)に対する減価償却費
	構築物減価償却費	構築物 //
	器械備品減価償却費	器械備品 //
	車両減価償却費	車両 //
	放射性同位元素減価償	放射性同位元素 //

	却費	
	リース資産減価償却費	リース資産 〃
	その他有形固定資産減価償却費	上記以外の有形固定資産 〃
	無形固定資産減価償却費	無形固定資産 〃
資産減耗費		資産の減耗及び除却に伴う損費
	たな卸資産減耗費	たな卸品の破損、変質、亡失等による減耗損
	固定資産除却費	資産価値のある固定資産の除却に伴う損費及び撤去費
研究研修費		医学研究及び病院経営のための研究及び職員研修に要する費用
	研究材料費	研究材料(動物、飼料等を含む。)の費用
	謝金	研究、研修のための講師に対する謝礼金等の費用
	研究旅費	学会、研究会、講習会等に出席するための旅費
	図書費	研究、研修用図書の費用
	研究消耗備品	研究用に使用する器具等で、耐用年数1年以上で、かつ、取得価格3万円以上10万円未満のもの費用
	手数料	依頼した業務の対価として支払われる費用
	研究雑費	前記の科目に属さない費用
	長期前払消費税償却	
	長期前払消費税償却	控除対象外消費税の償却費用
医業外費用		金融及び財務活動に伴う費用その他主たる医業活動以外の原因から生ずる費用
	支払利息及び企業債取扱諸費	企業債及び借入金の利息等の費用
	企業債利息	企業債の利息
	長期借入金利息	長期借入金の利息
	一時借入金利息	一時借入金の利息
	割賦金利息	割賦金の利息
	リース資産利息	リース資産の利息
患者外給食材料費		
	患者外給食材料費	付添人等患者以外の者の給食のため消費する食品その他材料の費用
受託研究費		受託研究に係る費用
	報酬	臨時又は会計年度任用職員に対する報酬
	法定福利費	職員に係る地方職員共済組合負担金、労災保険料等法定の費用
	厚生福利費	職員のための健康診

	断、各種のレクリエーション、文化活動、慶弔禍福に際し支給される金品、記念品代等職員の法定外厚生福利に要する費用
報償費	報償金、賞賜金等職員(会計年度任用職員を含む。)以外のものに支払う報償金
旅費	常勤又は会計年度任用職員の業務のための出張旅費及び会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づいて会計年度任用職員に支給する費用弁償の額
職員被服費	職員に支給又は貸与する白衣、診療衣、予防衣、作業衣等の費用
消耗品費	帳簿、諸用紙、筆記用具、印、定期刊行物、當繕用材料、掃除用具及び洗剤等事務用又は管理用に使用する用具材料等で、耐用年数1年未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価格3万円未満のもの費用事務用又は管理用に使用する器具等で、耐用年数1年以上で、かつ、取得価格3万円以上10万円未満のもの費用
光熱水費	電気料、ガス料及び上下水道料
燃料費	重油、軽油、灯油、ガソリン、石炭、コークス、プロパンガス等の費用
食糧費	会議及び来客用茶菓代、職員夜勤及び来客接待用賄料等の費用
印刷製本費	印刷及び製本に要する費用
修繕費	固定資産等の維持修繕に要する費用
保険料	火災保険料等「法定福利費」に属するもの以外の各種保険料
賃借料	土地、建物の賃借料、設備、器械備品等の使用料
通信運搬費	郵便料、電話料、運搬料等
委託料	委託契約により委託した業務の対価として支払われる費用
手数料	依頼した業務の対価として支払われる費用
諸会費	各種団体等に対する負担金及び会費

	研究材料費	研究材料(動物、飼料等を含む。)の費用
	図書費	研究、研修用図書の使用
	雑費	買上金、広告料等前記の科目に属さない費用
がん予防対策費		がん予防対策に係る費用
	報酬	臨時又は会計年度任用職員に対する報酬
	法定福利費	職員に係る地方職員共済組合負担金、労災保険料等法定の費用
	厚生福利費	職員のための健康診断、各種のレクリエーション、文化活動、慶弔禍福に際し支給される金品、記念品代等職員の法定外厚生福利に要する費用
	報償費	報償金、賞賜金等職員(会計年度任用職員を含む。)以外のものに支払う報償金
	旅費	常勤又は会計年度任用職員の業務のための出張旅費及び会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づいて会計年度任用職員に支給する費用弁償の額
	職員被服費	職員に支給又は貸与する白衣、診療衣、予防衣、作業衣等の費用
	消耗品費	帳簿、諸用紙、筆記用具、印、定期刊行物、営繕用材料、掃除用具及び洗剤等事務用又は管理用に使用する用具材料等で、耐用年数1年未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価格3万円未満のもの費用事務用又は管理用に使用する器具等で、耐用年数1年以上で、かつ、取得価格3万円以上10万円未満のもの費用
	光熱水費	電気料、ガス料及び上下水道料
	燃料費	重油、軽油、灯油、ガソリン、石炭、コークス、プロパンガス等の費用
	食糧費	会議及び来客用茶菓代、職員夜勤及び来客接待用賄料等の費用
	印刷製本費	印刷及び製本に要する費用
	修繕費	固定資産等の維持修繕に要する費用
	保険料	火災保険料等「法定福

		「利費」に属するもの以外の各種保険料
	賃借料	土地、建物の賃借料、設備、器械備品等の使用料
	通信運搬費	郵便料、電話料、運搬料等
	委託料	委託契約により委託した業務の対価として支払われる費用
	手数料	依頼した業務の代価として支払われる費用
	諸会費	各種団体等に対する負担金及び会費
	雑費	買上金、広告料等前記の科目に属さない費用
雑損失		前記の科目に属さない費用
	報償費	報償金、賞賜金等職員(会計年度任用職員を含む。)以外のものに支払う報償金
	旅費	常勤又は会計年度任用職員の業務のための出張旅費(ただし、研修に属するものを除く。)及び会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づいて会計年度任用職員に支給する費用弁償の額
	消耗品費	帳簿、諸用紙、筆記用具、印、定期刊行物、當繕用材料、掃除用具及び洗剤等事務用又は管理用に使用する用具材料等で、耐用年数1年未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価格3万円未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価格3万円以上10万円未満のもの費用事務用又は管理用に使用する器具等で、耐用年数1年以上で、かつ、取得価格3万円以上10万円未満のもの費用
	光熱水費	電気料、ガス料及び上下水道料
	食糧費	会議及び来客用茶葉代、職員夜勤及び来客接待用賄料等の費用
	印刷製本費	印刷及び製本に要する費用
	賃借料	土地、建物の賃借料、設備、器械備品等の使用料
	通信運搬費	郵便料、電話料、運搬料等
	委託料	院内保育所管理運営委託等の費用
	手数料	依頼した業務の代価として支払われる費用
	諸会費	各種団体等に対する負

			担金及び会費
		不用品売却原価	不用となった物品を売却した場合その原価
		謝金	謝礼金等の費用
		図書費	図書の費用
		雑費	認定看護師教育課程に係る経費で前記の科目に属さない費用
		その他雑損失	前記の科目に属さない費用
	特別損失		
		固定資産除却損	
		固定資産除却損	固定資産の除却損
		固定資産売却損	固定資産の売却に伴う差損
	減損損失		減損による損失
		減損損失	
	過年度損益修正損		過年度損益の修正損
		過年度損益修正損	
	その他特別損失		前記の科目に属さない特別損失
		その他特別損失	
研究所事業費用			
	研究所費用		研究所事業に係る費用
		給与費	常勤及び会計年度任用職員に係る費用
		給料	常勤の職員に支給する給料
		職員手当等	常勤の職員に支給する手当等
		賞与引当金繰入額	期末手当及び勤勉手当の引当
		報酬	臨時又は会計年度任用職員に対する報酬
		法定福利費	職員に係る地方職員共済組合負担金、労災保険料等法定の費用
		法定福利費引当金繰入額	期末手当及び勤勉手当の支給に伴う法定福利費の引当
		退職給付費	常勤の職員の退職に伴い支給する費用
	研究費		研究に係る費用
		報償費	報償金、賞賜金等職員(会計年度任用職員を含む。)以外のものに支払う報償金
		旅費	常勤又は会計年度任用職員の業務のための出張旅費及び会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づいて会計年度任用職員に支給する費用弁償の額
		職員被服費	職員に支給又は貸与する白衣、診療衣、予防衣、作業衣等の費用
		消耗品費	帳簿、諸用紙、筆記用

	具、印、定期刊行物、 営繕用材料、掃除用具 及び洗剤等事務用又は 管理用に使用する用具 材料等で、耐用年数1年 未満のもの又は耐用年 数1年以上で取得価格3 万円未満のもの費用 事務用又は管理用に使 用する器具等で、耐用 年数1年以上で、かつ、 取得価格3万円以上10万 円未満のもの費用	
光熱水費	電気料、ガス料及び上 下水道料	
燃料費	重油、軽油、灯油、ガ ソリン、石炭、コーク ス、プロパンガス等の 費用	
食糧費	会議及び来客用茶菓 代、職員夜勤及び来客 接待用賄料等の費用	
印刷製本費	印刷及び製本に要する 費用	
修繕費	固定資産等の維持修繕 に要する費用	
保険料	火災保険料等「法定福 利費」に属するもの以 外の各種保険料	
賃借料	土地、建物の賃借料、 設備、器械備品等の使 用料	
通信運搬費	郵便料、電話料、運搬 料等	
委託料	委託契約により委託し た業務の対価として支 払われる費用	
手数料	依頼した業務の代価と して支払われる費用	
諸会費	各種団体等に対する負 担金及び会費	
研究材料費	研究材料(動物、飼料等 を含む。)の費用	
図書費	研究、研修用図書の費 用	
研究消耗備品費	研究開発用の器具等で 耐用年数1年以上で、か つ、取得価格3万円以上 10万円未満のもの費用	
雑費	買上金、広告料等前記 の科目に属さない費用	
運営経費	運営に係る費用	
	厚生福利費	職員のための健康診 断、各種のレクリエー ション、文化活動、慶 弔禍福に際し支給され る金品、記念品代等職 員の法定外厚生福利に 要する費用
	報償費	報償金、賞賜金等職員 (会計年度任用職員を含

	む。)以外のものに支払う報償金
旅費	常勤又は会計年度任用職員の業務のための出張旅費及び会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づいて会計年度任用職員に支給する費用弁償の額
職員被服費	職員に支給又は貸与する白衣、診療衣、予防衣、作業衣等の費用
消耗品費	帳簿、諸用紙、筆記用具、印、定期刊行物、當繕用材料、掃除用具及び洗剤等事務用又は管理用に使用する用具材料等で、耐用年数1年未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価格3万円未満のもの費用事務用又は管理用に使用する器具等で、耐用年数1年以上で、かつ、取得価格3万円以上10万円未満のもの費用
光熱水費	電気料、ガス料及び上下水道料
燃料費	重油、軽油、灯油、ガソリン、石炭、コークス、プロパンガス等の費用
食糧費	会議及び来客用茶菓代、職員夜勤及び来客接待用賄料等の費用
印刷製本費	印刷及び製本に要する費用
修繕費	固定資産等の維持修繕に要する費用
修繕引当金繰入額	修繕に係る引当
保険料	火災保険料等「法定福利費」に属するもの以外の各種保険料
賃借料	土地、建物の賃借料、設備、器械備品等の使用料
通信運搬費	郵便料、電話料、運搬料等
委託料	委託契約により委託した業務の対価として支払われる費用
手数料	依頼した業務の代価として支払われる費用
諸会費	各種団体等に対する負担金及び会費
雑費	買上金、広告料等前記の科目に属さない費用
減価償却費	固定資産の減価償却費
建物減価償却費	建物(附属設備を含む。)に対する減価償却費
構築物減価償却費	構築物 //
器械備品減価償却費	器械備品 //

		車両減価償却費	車両 〃
		放射性同位元素減価償却費	放射性同位元素 〃
		リース資産減価償却費	リース資産 〃
		その他有形固定資産減価償却費	上記以外の有形固定資産 〃
		無形固定資産減価償却費	無形固定資産 〃
	資産減耗費		資産の減耗及び除却に伴う損費
		たな卸資産減耗費	たな卸品の破損、変質、亡失等による減損
		固定資産除却費	資産価値のある固定資産の除却に伴う損費及び撤去費
	支払利息及び企業債取扱諸費		企業債及び借入金の利息等の費用
		企業債利息	企業債の利息
		長期借入金利息	長期借入金の利息
		一時借入金利息	一時借入金の利息
		割賦金利息	割賦金の利息
		リース資産利息	リース資産の利息
	長期前払消費税償却		控除対象外消費税の償却費用
		長期前払消費税償却	
	その他研究所損失		
			前記の科目に属さない費用
	特別損失	固定資産除却損	
		固定資産除却損	固定資産の除却損
		固定資産売却損	固定資産の売却に伴う差損
	減損損失		減損による損失
		減損損失	
	過年度損益修正損		過年度損益の修正損
		過年度損益修正損	
	その他特別損失		前記の科目に属さない特別損失
		その他特別損失	

別表第3を次のように改める。

支出予算の節

節名	説明
1 給料	常勤職員の本俸
2 職員手当等	常勤職員の手当で、次のように細節を設けて区分するものとする。 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、賞与引当金繰入額、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特例一時金及び児童手当
3 報酬	臨時又は会計年度任用職員に対する報酬
4 法定福利費	職員に係る地方職員共済組合負担金、労災保険料等法定の経費、法定福利費引当金繰入額
5 退職給付費	常勤の職員の退職に伴い支給する経費
6 負担金	受入職員の派遣元機関への負担経費
7 奨学費	看護学生に対する奨学費貸付経費

8 薬品費	投薬用薬品及び注射用薬品で薬治収益となる薬品の費用
9 診療材料費	(ア) 前記の科目に属さない薬品の費用 (イ) 脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科用材料、レントゲン、フィルム、検査用材料、縫合糸、酸素、氷等診療用として直接消費される材料の費用 (ウ) 試験管、薬瓶、シャーレ、注射針、注射筒、体温計等の診療用具で、耐用年数1年未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価格3万円未満のもの費用 (エ) 半減期が1年未満の放射性同位元素
10 給食材料費	(ア) 患者給食のため消費する食品の費用 (イ) 食器、ざる、かご、たわし、食器又は食品用洗剤、ふきん等給食用用具又は材料で、耐用年数1年未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価額3万円未満のもの費用
11 医療消耗備品費	診療用又は給食用の器具、備品等で耐用年数1年以上で、かつ、取得価格3万円以上10万円未満のもの費用
12 厚生福利費	職員のための健康診断、各種のレクリエーション、文化活動、慶弔禍福に際し支給される金品、記念品代等職員の法定外厚生福利に要する費用
13 報償費	報償金、賞賜金等職員(会計年度任用職員を含む。)以外のものに支払う報償金及び会計年度任用職員が勤務のために住居と勤務公署との間を往復した場合の費用
14 旅費	常勤又は会計年度任用職員の業務のための出張旅費
15 職員被服費	職員に支給又は貸与する白衣、診療衣、予防衣、作業衣等の費用
16 消耗品費	帳簿、諸用紙、筆記用具、印、定期刊行物、営繕用材料、掃除用具及び洗剤等事務用又は管理用に使用する用具材料等で、耐用年数1年未満のもの又は耐用年数1年以上で取得価格3万円未満のもの費用 事務用又は管理用に使用する器具、備品等で、耐用年数1年以上で、かつ、取得価格3万円以上10万円未満のもの費用
17 光熱水費	電気料、ガス料及び上下水道料
18 燃料費	重油、軽油、灯油、ガソリン、石炭、コークス、プロパンガス等の費用
19 食糧費	会議及び来客用茶菓代、職員夜勤及び来客接待用賄料等の費用
20 印刷製本費	印刷及び製本に要する費用
21 修繕費	固定資産等の維持修繕に要する費用
22 保険料	火災保険料等「法定福利費」に属するもの以外の各種保険料
23 賃借料	土地、建物の賃借料、設備、器械備品等の使用料
24 通信運搬費	郵便料、電話料、運搬料
25 委託料	委託契約により委託した業務の対価として支払われる費用
26 手数料	依頼した業務の代価として支払われる費用
27 諸会費	各種団体等に対する負担金及び会費
28 貸倒引当金繰入額	医業未収金の貸倒引当に要する費用
29 雑費	買上金、広告料等前記の科目に属さない費用
30 有形固定資産減価償却費	有形固定資産の減価償却費
31 無形固定資産減価償却費	無形固定資産の減価償却費
32 リース資産減価償却費	リース資産の減価償却費
33 たな卸資産減耗費	たな卸品の破損、変質、亡失等による減耗損
34 固定資産除却費	資産価値のある固定資産の除却に伴う損費及び撤去費
35 研究材料費	研究材料(動物、飼料等を含む。)の費用
36 謝金	研究、研修のための講師に対する謝礼金等の費用
37 研究旅費	学会、研究会、講習会等に出席するための旅費

38	図書費	研究、研修用図書の費用
39	研究消耗備品費	研究開発用の器具等で耐用年数1年以上で、かつ、取得価格3万円以上10万円未満のものの費用
40	研究雑費	前記の科目に属さない費用
41	企業債利息	企業債の利息
42	長期借入金利息	長期借入金の利息
43	一時借入金利息	一時借入金の利息
44	割賦金利息	割賦金の利息
45	リース資産利息	リース資産の利息
46	患者外給食材料費	付添人等患者以外の者の給食のため消費する食品その他材料の費用
47	不用品売却原価	不用となった物品を売却した場合その原価
48	その他雑損失	前記の科目に属さない費用
49	土地購入費	土地購入に要する経費(補償費、造成費等土地購入に係る附帯経費を含む。)
50	建物購入費	建物購入に要する経費(補償費等建物購入に係る附帯経費を含む。)
51	構築物購入費	構築物購入に要する経費(補償費等構築物購入に係る附帯経費を含む。)
52	器械備品購入費	器械備品購入に要する経費
53	車両購入費	車両購入に要する経費
54	放射性同位元素購入費	放射性同位元素購入に要する経費
55	その他有形固定資産購入費	その他有形固定資産購入に要する経費
56	無形固定資産購入費	無形固定資産の購入に要する経費
57	リース資産購入費	リース資産の購入に要する経費
58	電話加入費	電話加入権の取得に要する経費
59	工事費	工事に要する経費(工事中用原材料購入に要する経費等を含む。)
60	建設利子	建設改良工事に係る種々の支払利息
61	電話債券購入費	電話債券購入に要する経費
62	年賦購入費	固定資産を年賦購入する場合の経費
63	企業債元金償還金	企業債の元金償還金
64	住宅供給公社割賦金	
65	地方職員共済組合割賦金	
66	固定資産売却損	
67	固定資産除却損	
68	過年度損益修正損	
69	減損損失	
70	災害による損失	
71	その他特別損失	
72	消費税等	消費税及び地方消費税の納付額
73	長期前払消費税償却	控除対象外の消費税及び地方消費税の償却額
74	貸付金	
75	有価証券購入費	有価証券の購入に要する経費
76	一般会計借入金返還金	一般会計借入金の返還金
77	積立金	基金への積立金
78	敷金	公舎借入れの敷金

附 則

この管理規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業会計から適用する。